

匠の家づくり支援事業【市内建築主(市外)型・市外建築主型】

Q&A

【制度のあらまし編】

(Q 1) 「市内建築主(市外)型」とはなんですか？

(A 1) 市民又は市内法人が、市産材を使用して、市外に木造建築物を建築(新築又は増改築)することをいいます。

(Q 2) 「市外建築主型」とはなんですか？

(A 2) 市民以外の個人又は市外法人が、市産材を使用して、木造建築物を建築(新築又は増改築)することをいいます。

(Q 3) 補助金の対象者はだれですか？

(A 3) 建築物の新築・増改築を行う、市内建築事業者が対象です。
補助対象者は、建築主に対して当事業の趣旨・制度を説明し、建築物を補助対象とすることなどについて同意を得ておいてください。

(Q 4) 建築事業者の要件はなんですか？

(A 4) 市内に本店、支店又は営業所があることが条件となります。
事前申込書類に住所を有する証明書を添付してください。
法人事業者の場合・・・法人登記書の写し
個人事業者の場合・・・住民票の写し

(Q 5) 補助金を受けるための木造建築物の要件はなんですか？

(A 5) 建築物(住宅、店舗、事務所等)
構造用木材(土台、束、大引き、柱(通柱、管柱に限る)、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木(火打ち除く))の使用量のうち、市産材を60%以上使用すること。
構造用木材に市産材を0.1m³以上使用すること。

(Q 6) 補助金額はいくらですか？

(A 6) 主な構造材への市産材の使用量に応じ、1m³あたり2万円をかけた額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で、市産家具などの木製品を購入した額です。

(Q 7) 購入できる金額は、いつ、どのように分かりますか？

(A 7) 事前確認申請後に対象建築物に使用される市産材の量を市が確認し、構造材における市産材使用量1m³あたり20,000円をかけた額を、確認通知でお示しします。(助成の上限額30万円)

(Q 8) 贈呈できる物品の種類はどんなものですか？

(A 8) 贈呈できる物品は、市内に本店を置く事業者で製造された家具・木製品と工芸品が対象です。建築主の方のご希望を伺い、協議の上で購入物品をお決め

ください。

造り付け家具は対象となりません。工芸品は、国が指定する伝統的工芸品又は岐阜県知事が指定する郷土工芸品が対象です。

購入を確認できる書類（領収書等）が整うのであれば、規格、個数などに制限はありません。

（Q9）市産家具などの木製品は、いつ、どこで購入すればいいですか？

（A9）購入できる期間は、事前確認申請後に市が確認通知を出して木工事着手（上棟）した日から、建築物が完成して引き渡し及び各種手続きが完了するまでの間です。

市産家具などの木製品は、市内に本店を有する事業者（法人、団体、自営業者（法人の場合は、法人登録の登記事項証明書の事業目的に、家具、木製品又は工芸品の販売についての記載がある事業者に限る。））から購入してください。（本店が市内にあることを確認の上で購入してください。）

（Q10）確認通知の額を超えて、または下回って市産家具などの木製品を購入することはできますか？

（A10）できます。確認通知の額を超えて購入した場合、市が助成するのは確認通知の額ですので、超えた額は建築主または補助対象者が支払ってください（どちらが支払うか事前に協議して決めておいてください）下回った場合は、実際に支払った額が補助額となります。

（Q11）購入した市産家具などの木製品の支払い方法はどのくらいいいですか？

（A11）補助申請者（市内建築事業者）は、購入先に購入代金の請求書を送付するよう依頼し、補助申請するまでの間に代金の支払いを終えてください。（補助申請後に市から補助金を支払うまでの間、補助申請者は代金を立て替える形になります）

購入先が発行する領収書は、補助申請者名義で作成してください。この領収書は、補助申請の際に必要ですので大切に保管して下さい。

また、小売業者から購入した場合は、市内に本店を有する製造事業者から購入したことを示す書類が必要です。（納入伝票等）

（Q12）補助申請に添付する物品の写真は、どのように撮影すればいいですか？

（A12）補助対象として購入された市産家具などの木製品は、補助申請時に写真を添付していただきます（複数ある場合は、すべての物品の写真を添付していただきます）。

写真は、贈呈後に補助建築物内で撮影したものをご用意下さい。

【手続き編】

(Q 1) まず初めにどのような手続きをするのですか？

(A 1) 木工事（構造材の設置工事）の着手後 30 日までに、事前確認申請書を提出して下さい。ただし、建築事業者が初めてこの事業による建築を行う場合は、現地確認を行うため、着手前 30 日までに事前確認申請書を提出して下さい。これは、申請される建築物が補助の要件に適合していることを確認させていただく手続きで、「事前確認申請書」に添付書類を添えて申請してください。

【添付書類】

- ① 建築確認済証の写し（建築確認が必要でない地域は建築工事届の写し、建築確認及び建築工事届が不要な場合は宣誓書（別記様式第 1 号の 2）
国外の建築物については、当該建築物の所在する国の建築に関する法令に基づき建設されることを示す申請者の宣誓書（別記様式第 1 号の 3）及び建築確認済証等に準ずる書類の写し（建築確認済証等に準ずる書類が存在しない国で建築する場合は、添付を要しない。）
- ② 建築場所の位置図と木造建築物の各階平面図及び立面図
- ③ 木材使用量計算書（別記様式第 2 号）並びに素材生産者又は原木市場から建築事業者に至るまでの各事業者が発行する市産材及び県産材であることを証明する岐阜県証明材推進制度による伝票の写し
- ④ 工事施工者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登録の登記事項証明書、個人にあっては住民票）
- ⑤ 当建築物について補助対象とすること及び完成後に匠の家モニターとして市に協力する旨同意したことを示す書類（別記様式第 2 号の 2）
- ⑥ ③の木材使用量計算書に記載されている補助対象となる構造用木材の寸法、本数が確認できる写真（現地確認を行う場合は省略可）

(Q 2) 現地確認はありますか？

(A 2) はじめてこの事業による建築を行う建築事業者については、事前確認申請時に現地確認を実施します。

(Q 3) 確認通知を受け取ったらどうすればいいですか？

(A 3) 確認通知には、市が確認した市産材使用量に基づいて補助対象額が記載してあり、その額を上限として建築主へ贈呈した物品購入額を助成します。建築主の方とご相談いただき、建築物の引き渡しとそれに関わる諸手続きを終えるまでの間に、物品を購入して下さい。

※確認通知書は重要な書類ですので保管して下さい（5 年間）。

※確認通知書による通知は、補助金の交付を決定するものではありません。

(Q 4) 補助申請の時期は？また必要な書類は？

(A 4) 建築物の引き渡し及び住所変更、登記等諸手続き終了後に、「補助金交付申請書」に添付書類を添えて申請してください。

【添付書類】

- ① 建築基準法検査済証の写し（建築確認が必要ない場合は不要です。）
- ② 不動産登記事項証明書（建物全部事項証明書）の写し
（増改築の場合で建物表題変更登記をする必要がないとき又は 3 方向に壁がない場合その他の周壁性がない場合で建物表題登記をする必要

がないときは、不要です。)

- ③ 建築物(完成)写真(全景)2点(撮影方向の異なるもの)
- ④ 建築物内部写真各階2点
- ⑤ 上棟写真(全景)2点(撮影方向の異なるもの)
(増築の場合は構造材設置の状況のわかるもの)
- ⑥ 補助対象となる物品の購入を示す書類(領収書の写し等)
- ⑦ 市内に本店を有する製造事業者からの購入を示す書類
(小売業者より購入した場合のみ)
- ⑧ 補助対象となる物品の納品・設置状況写真
- ⑨ 物品一覧表

(Q5) 補助金の請求はいつすればいいですか？

(A5) 市が補助金交付申請書を受け取り、補助金の対象となることを確認した後、「補助金交付決定通知」と「補助指令書」をお送りします。その際、「補助金交付請求書」を同封しますので、記名、押印、振り込み口座を記入いただき、ご提出ください。

請求書が市に届いた後に、補助金をお振り込みいたします。